

清初に
於ける ニカン・イルゲンの發生と其の意義

戸 田 茂 喜

一

禮親王昭捷の嘯亭雜錄卷二、漢軍初制の條に

國初時、俘掠遼瀋之民、悉爲滿臣奴隸。文皇帝憫之、拔其少壯者爲兵、設左右兩翼。命修駙馬養性馬都統光遠統之。其後歸者漸多。入關後、明降將踵至。遂設八旗。一如滿洲之制。

と漢軍八旗成立の次第を述べてゐる。蓋し本文前半の言ふ所は、滿洲王朝は太祖時代より遼陽・瀋陽地方の漢人を俘掠して、悉く滿臣の奴隸となしてゐたが、太宗文皇帝の時に及び、其の少壯なるものを兵となすに至つた、即ち彼等を解放して自由民たらしめるに至つたと云ふ意であらうか。端的に言へば、漢人は太祖時代奴隸として獲得せられてゐたのに、太宗時代始めて之を自由民として解放するに至つたと、主張せるもの

の如く解すべきであらうか。然るに一方滿文太祖老檔卷二十四、天命六年七月十四日の條には、

三男に一晌の貢の田を作らしむ。二十男に一男を兵に立たしむ。その二十男に一男を貢に働かしむ。

と漢人への令が下され、漢人は賦役納稅義務の對象として、對國家的奉仕義務の課せられる自由民的性格を持つものとして示されてゐるが、實に同じく卷二十九、天命六年十一月二十二日の條には、

女真人も漢人も皆な汗の民となりしなり。

と見え、一般に漢人は太祖時代にも既に奴隸ならで、民たりしことが明言せられてゐる。

蓋し清初、數多の漢人奴隸が存して、女真人社會の經濟的基礎をなしてゐたことは周知の事實であるが、

此の如く太祖時代には奴隸の他に、明かに漢人の自由民も多數存して、後金國の財政的基礎を構成したのである。然らば一見して、かゝる情勢と矛盾せる如く解せらるゝ禮親王の言は、果して如何なる眞意を持つのであらうか。

次に或は奴隸となし或は自由民となせるこの漢人の本質を、女真人は根本的に如何なるものと考へてゐたのであらうか。而してかゝる奴隸・自由民は如何にして、又何故に發生するに至り、且つ如何なる社會的・國家的意義を齎したであらうか。本稿は特に太祖時代に於ける漢人自由民の問題を中心に考察しつゝ、これらの疑問に對する解答を探索せんとするものであると共に、實は「清初に於ける漢人統御策研究」の第一章をなすものであつて、清初の漢人統御問題の特質を性格づけんとする一の試論なのでもある。

二

多くの財源中、土地は最も安全かつ確實なものとして、一般に經濟的根本生産資源と考へられたものであるが、これに對して清初の女真人の觀念は極めて特徴的である。即ちグルン Gunin 國・部・國民・部民な

る語が示す通り、彼等には土地も人も同じ言葉で理解され、或は「汝等の左程の民をみな殺し、その土地を、土地より産すべき高粱をみな棄つべけんや」^①と語られて、經濟的には高粱なる食料と、土地も人も同一視されてゐる。

然るに「田の不足なる人は邊疆に沿ひて内外を任意に耕せ」^②と言はれてゐる程で、廣漠たる滿洲の野では土地は無限であつたから、之を經濟的には餘り重視せず、たゞ人は元來稀少でもあつたし、「養はゞ、汝等の手より諸物みな出づ。出でしに従ひて取引をなし、良き果物・良き物を産すれば、それは永久の益なるべし。されば汝等を我また慈む」^③と、人をより重視してゐた。故に臣下への賞賜給與にも、太祖ヌルハチは土地を以てはせず、「住地ぞとて五百人の男を與へけり」^④と、人を以て之をなしてゐる。更に太祖は、「眞珠金銀を寶と稱す。そは何ぞ寶なるべき。寒きに著る可きか。饑ゆるに食ふ可きか。部衆を養ふ賢良なる人、部衆の曉らざる事を曉り、造らざる物を造る匠人、それこそ果して眞の寶なるぞ」^⑤と、人を眞の寶とさへ稱してゐる。此の如く清初の女真人にとつては、土地私有の觀

念は未だ顯著ならず、人こそ經濟的根本生産資源であり、寧ろ富そのものとして貴ばれてゐたのである。

最後の太祖の言は特に漢人を指して語られたものであるが、彼ら漢人は本來高度の農耕社會の人であつたし、諸種の生産技術にも長じた文化民族であつた關係上、既に明初以來、漸く狩獵生活から農耕生活への過渡期に入り、未だ充分な耕作能力にも恵まれなかつた女真人にとつては、その經濟的現實生活上、眞に漢人こそは金銀珠玉にも優る貴重な寶であつたに違ひない。されば周知の如く、明初より漢人口獲得は女真人の最も熾烈な經濟的要求となつてゐたもので、或は附近漢人部落の搶奪により、或は漢人犯罪者の亡命により、愈々多くの漢人口を獲得して之を奴隸となし、その勞働力を以て農業生産の主力となしつゝ、彼等の經濟生活を維持して來たのであつた。故に漢人奴隸こそ女真人社會の經濟的基礎であつたと言ふも過言ではな^⑥い。

かゝる傾向は太祖ヌルハチ時代の初葉に至つても何ら等る所が無かつた。萬曆十七年の頃、「奴兒哈赤、時々撫順の諸堡に於て、掠めし所の人口を送る」と明

人の傳へてゐるのは、明かに漢人口の掠奪が行はれてゐた反證であるし、巡按山東御史の翟鳳翽が萬曆四十二年に、「近來、罪を懼れて逃脫するの人、俱に奴の寨を以て窟穴となす。奴酋特に一城を築いて之に居らしめ、號して蠻子城と曰ふ^⑧」と報告してゐるのは、漢人犯罪亡命者の可成り多數あつたことを推察せしめる。故に清の禮親王昭槤が「國初の時、遼・瀋の民を俘掠して、悉く滿臣の奴隸と爲せり」と述べてゐるのは、前述の如く相當條件の保留を必要とするが、これら漢人が主として奴隸とされてゐた傾向を物語るものであり、鮮人の之を實際に目撃した者は、「奴酋及び諸子より下、卒胡に至るまで、皆な奴婢^{互に相買賣す}農^⑨將^胡則ち多きは五^{十餘所に至る}あり。奴婢耕作して以て其の主^⑩に輸す」と傳へてゐるが、これらは奴隸が賣買される個人所有の富であつて、而も農業生産の主力をなして居り、女真人社會の經濟的基礎であつた様を髣髴とさせる。但し此の鮮人報告中の奴婢と稱せらる者の中には、たゞに漢人のみならず、高度の農耕社會の人としては、多くの朝鮮人も含まれてゐるが、之を要するに當面の漢人のみに就いて言へば、漢人^⑪ニカン Nikan は主とし

て奴隸「アハ」^⑩として女真人社會へ取り入れられて、個人所有的富の内容とされてゐたことは疑ひない。故に謂はゞ此の時代は、個人所有物としてのニカン「アハ」獲得時代として特徴づけ得られよう。

三

此の情勢は太祖の天命年間に入ると可成りの變化を來して、新たな局面が展開される。それは一に此の期に始まつた太祖の對明戰爭の結果齎されたもので、夥しきニカン「イルゲン」^⑪ Nikan Irgen 「漢人平民」の發生これである。

抑々天命三年以來引續いて行はれた對明戰爭は、太祖をして遼東へ進出せしめ、遂に此の地を確保するに至らしめたが、これは正に女真諸部族の大統一、高度の軍國的國家體制たる八旗制の確立等へと、内に急激な發展を遂げた後金國の國家的要求に基き、必然的に太祖の樹立せねばならなかつた國策の自らなる發展に過ぎないのである。^⑫ 換言すれば、太祖の對明戰は不可避的な要求として、彼の統一した女真諸部族の住すべき安固なる樂土を建設せんが爲めに、遼東の明の勢力を驅逐排除して此の地を確保せんとしたこと、並びに

國力の伸展に伴ふ財政的要求の必然的増大に對處せんが爲めに、經濟的根本生産資源たるニカンをより一層多く獲得せんとしたこと、これをこそ大目的としたもので、遼東進出の如きはその必然的な結果であつた。

この故に太祖は敵國人としてのニカンに對しても、かゝる對明戰の大目的を反映せしめた態度なり、處置法なりを取つたのであつて、或はニカンの「手向へる時は殺すも可なり、手向はざる人を殺す勿れ」^⑬と言ひ、或は「從はずして手向へる人を殺して、妻子等をオルジ・^⑭ 俘虜となして」^⑮ゐる如く、一方では明力の破壊を目指して飽くまでも拒敵者の殺戮を敢行しつゝ、同時に他方では經濟資源確保の爲めに降附者を恩養し、拒敵者の家族を俘掠して、只管ニカンの獲得に専念してゐる。此の如き太祖の對ニカン處置法は、凡ての清太祖實錄に徴して明かな通り、此の期に於ける對明戰の全體を通じて、彼が常に一貫して取つた特徴的な態度であつた。例へば彼の最初の對明戰なる天命三年四月の撫順城を中心とした攻略戰に於ても、太祖は「其の城の人、彼の攻めし時に殺さるゝ者は殺されたり。城を得し後は殺す勿れと養つて」^⑯ゐる如く、拒

敵者は斷乎之を殺戮して明力を破壊しつゝも、一方ニカンの獲得に努力して、此の一戦で能く三十萬のオルジと一千のボイゴン Boiggon = 戸の取得に成功してゐる。

こゝに獲得せられたニカンが、一はオルジとされ他はボイゴンとされてゐるが、果して彼等は如何なる性質のものであつたらうか。之を彼等が享受した社會的身分の上から考察して見るに、此の戦の後、直に太祖が「衆大臣兵士等に功を籌り賞賜して、三十萬のオルジを衆兵に分與」⁽¹⁴⁾せし事實や、「撫順城より従ひ來たりし千ボイゴンの父子兄弟を散らさず、夫妻を離れしめず、戰爭に遇ひ得ざりし兄弟・父子・夫妻・眷族・家僕など凡てを、皆な家に來、皆な査べて、遇はせしめて與へたり。其の上に馬・牛・奴僕・衣服・被褥褥子・屠殺食用の千頭の牛を與へたり。飼育せよとて一家に二頭宛の大牝豚・四頭宛の犬・五羽宛の鶩・五羽宛の鴨・十羽宛の鶏・器具等をみな全く數を描へて悉く與へ」⁽¹⁵⁾し事實などは、オルジが論功行賞の對象物として衆兵に分與せられ、その個人的所有物とせらるが如き非人格的・物品的待遇を受けてゐるに對して、

ボイゴンが一家眷族の團欒的私生活を許容せられ、剩へ奴隸をも含めた諸種の生活資料の供給すら受けて、自由民的恩養を被つてゐる様を對照せしめて居り、此の兩者の與へられた社會的身分に著しい差異のあることが如實に示されてゐる。而も前者の如きは、禮親王が漢人の俘掠ニオルジを滿臣の奴隸ニアハとなすと言つた言葉を想起せしめて、オルジとされたニカンが正しくアハなることを肯かせるであらうし、後者の事實は、「ジュセン・イルゲン凡て六百ボイゴン」・「ジュセン・イルゲン三千餘ボイゴン」等と使用せられてゐる様に、ボイゴンとは元來後金國民として兵役服務者たるジュセンや兵役非服務者たるイルゲン、即ち之を概言すれば後金國の自由民によつて構成せられしものなる事實と相俟つて、ボイゴンに編まれたニカンが疑ひも無く廣義のイルゲンニ自由民・平民なることを諒承せしめるであらう。約言すれば、オルジはアハとしてボイゴンはイルゲンとして、夫々社會的身分を異にしたのであり、後金國へ取入れられるニカンは、今や此の差別的待遇を被ることとなつたのである。

ニカンの此の差別的待遇の根據を見るに、元來オル

ジは「手向へる人を殺して、妻子等」^⑩の其の家族を之となし、ボイゴンは降附し「従ひし人を……ボイゴンと爲」^⑪したのであるから、前者は敵性を有したものの、後者は敵性を示さなかつたものとしての區別がある。

この區別の故にこそ、一はアハとして人格を認めない社會的身分に置き、他はイルゲンとして人格を認めた社會的身分を享受せしむる如き、差別的待遇を與へたものであらう。故に此の差別的待遇が客觀的事實として、彼らに與へた實際生活上の幸不幸を暫く別問題とすれば、^⑫少くとも太祖の主觀的立場としては、オルジ即ちアハは敵性を有したニカンへの懲罰的處置であり、ボイゴン即ちイルゲンは敵性を示さなかつたニカンへの優遇的處置と見られ、この點全く太祖の對明戰の大目的が素朴に反映されてゐると言ひ得よう。されば對明戰が開始せられて後は、經濟資源たるニカン獲得處置の上にも、太祖の對明戰の本質的性格が反映せられて、一はアハとなし他はイルゲンとなす如き、敵性の有無による差別的待遇が彼らニカンの上に加へられるに至つたと考へねばならず、従つてまた女真人のニカン獲得史上、今や謂はゞニカンⅡアハ・ニカンⅡ

イルゲンの併合的獲得時代に入つたと言ひ得よう。而してニカンⅡアハとしては従前と何等變る所を見ないが、これと併存的なものにして、たゞニカンⅡイルゲンの發生は對明戰開始後の新局面として特に注目せねばならぬ。

四

然るにこの局面が更に進展して、ニカンⅡイルゲンの發生が支配的な時代となるのは、太祖が遼東確保に成功した天命六年三月二十一日以降に於てであつたと思はれる。

先づ之をニカンⅡイルゲン發生の數量的見地から眺めても、撫順戰以後この期に入る迄では、天命四年七月開原の千總王一屏以下數人の明の官員が二十餘人のニカンを帶同して降附し來つた以外、他は殆ど皆な後金國軍の攻掠による明兵の殺戮乃至オルジの獲得が行はれたのみで、ニカンⅡイルゲンの發生は極めて稀であつた。^⑬然るに此の歲天命六年三月二十一日、太祖が明の遼東經營の中心據點遼陽城を奪取して、直に此處を後金國の新都と奠め、逆に今や對明戰の策源地、遼東確保の牙城たらしめてよりは、「數日の間に金・復・

海・蓋の州衛も、悉く傳檄して陥り²¹遂に遼河以東のニカン²²は殆どみな降附し盡すこととなつた。清人はこれを叙して、「河東の大小七十餘城の官民悉く頭を剃り、城もろ共に盡く従ひたり²³」とか、「河東の明國人を悉く従はしめて、頭を剃りたり²⁴」等と述べてゐる。

こゝに剃髪と言つてゐるのは、既に周知の通り、後金國人の「上下共に頭をそり、てつぺんに一寸四方程頂に毛を残し、長くして三つに組置く²⁵」民風を指したもので、ニカンにして後金國の「手に入られ候處の人共、韃靼人の如く頭を剃、すこし毛を残し申候²⁶」て、此の風俗に従ふことが、先づ何よりも彼等が降附の明證で、太祖からは「今や吾がイルゲンなるぞ²⁷」と稱せられ、ニカン・イルゲンたるの象徴として、後金國民としての恩養を享受すべき手段であつた事は、今更ら贅言を要すまい。故にこれら清人の所傳は、この役に一舉にして多數の明人が後金國民とされて、今や夥しいニカン・イルゲルの發生を見るに至つた事を物語るものであらう。

然るに此の情勢は尙も進展を見せるのである。即ち更に不斷に太祖の辣腕は對明戦へと振はれて、天命七

年正月廣寧城を獲得するに至つては、その勢遂に遼西にも伸びて、今また新たに遼西の「凡て四十餘城の官民は、各々その屬下の民を率ゐて悉く従²⁸」ふに及んだ。かくて遼陽城攻略後、僅かこの十ヶ月間で、太祖は全遼地帯を掌握するに庶幾い態勢を示したのであつた。勿論この間には、本國明や與國朝鮮などへ逃竄したり、或は鎮江に於ける如き空しい抵抗を試みた明人の如きも存しはしたが、今や大勢は既に決して、「南は旅順より北は開原に至り、東は鎮江より西は廣寧に至り、皆な之を撫養す²⁹」るに至つたのであつて、全遼一帶の明人は殆ど擧げてニカン・イルゲンとされたと見てよからう。たゞ其の總數が果して如何程であつたか、具體的に擧示し得ぬのは遺憾であるが、明の遼東巡撫周永春の塘報などから推して、彼等ニカン・イルゲンは殆ど後金國女眞民の全口數にも匹敵し、後金國民の人口數は一躍して倍加された程の、極めて夥しい數に上つたのではないかと想像される³⁰。此の如く其の數量的見地からしても、ニカン・イルゲンの此の急激な増加よりは、確に此の時代を特徴づけるものと言ひ得よう。

更に之をニカン＝イルゲン發生の實際的見地から眺めても、從來後金國は優遇的處置として敵性を示さなかつた降附ニカン＝イルゲンとなして居り、これとニカン＝アハとを併合的に獲得してゐたのであるから、後金國のニカン＝イルゲンに對する獲得態度は極めて消極的であつたと言はねばならぬ。然るに天命六年三月遼陽城攻略後は、ニカンを「招き脅して頭を剃らしめ、順はざる軍民を殺さんと要」^{③①}めた程で、殺死を以て脅かしてまでもニカンに剃髮を強要し、彼等を強制的にニカン＝イルゲンたらしめて居り、最早やこれは優遇的處置ならで、全く有目的な強制的處置へと化し去つてゐる。従つて又これと平行的にニカン＝イルゲンの獲得態度にも變化を來して、従前のオルジとの、即ち個人所有物乃至個人財産たるべきニカン＝アハとの併合的獲得態度は止揚せらるゝに至り、今や太祖自身が「ボイゴンを勉めて作れよ、オルジを如何するぞや」^{③②}と督勵せる如く、只管ボイゴンのみの、即ち後金國民たるべきニカン＝イルゲンのみの單一的獲得態度が取られるに至つた。此の如くこの期に及んで、ニカン＝イルゲン獲得の態度は頗る積極化されて

來てゐるが、かゝる傾向を最も如實に指示するのは、太祖が「各自の國のトクソとてありけるニカン等を、皆な男を數へる所に會さしめに送れよ」^{③③}と令して、之を實行せしめた事實であらう。

何となれば第一に、此處に云ふトクソ Tokso 拖克索とは、李民葵などの所謂「農庄」を指すもので、清文鑑卷十九城廓の部に「田を作らしめる人を住まはせし所をトクソと稱す」と説明し、「莊屯」と漢譯してゐるが、これに屬した人々がアハであつた事は、滿文老檔の實際の使用例に、「トクソの家の八百人」^{③④}の人々を指して、また別に「田を作るアハ」^{③⑤}とも稱してゐる事のあるによつて察せられる。従つて「トクソとてありけるニカン等」がニカン＝アハであつた事は間違ひない所であらう。而も第二に、このニカン等を「男を數へる所に會さしめに送る」事は、此の期に於ける太祖の漢人統御政策實施上の基本的な處置にして、恰も吾が豊臣秀吉・徳川家康等が近世初期の封建制度確立期に際し、其の根本的大事業となした彼の檢地にも比すべき性格の、ニカン＝イルゲンの口數調査をなす爲めであつて、實に彼が土地課稅收入に基く國

家財源を確保し、且つ封地を臣下へ給與せんが爲めの基礎的準備としての土地検査であつた如く、此はイルゲンの賦役貢税に基く國家財源を確保し、且つ封祿としてイルゲンを臣下へ給與せんが爲めの、基礎的準備としてのイルゲンの人口數調査であつたから、^⑤「男を數へる所に會さしめに送」られたニカン等が、既往は知らず少くとも今後は、ニカン＝イルゲンであつた事は疑ひないであらう。従つて此の事實は、今や太祖がニカン＝アハを解放してまでも、ニカン＝イルゲンたらしめるに至つた事を物語るもので、此の期に於けるニカン＝イルゲン獲得の態度の頗る積極化した様を明示するものと考へられる。

此の如くニカン＝イルゲンに關し、天命六年三月遼陽城獲得遷徙後は前期に比して、其の發生の數量的見地よりすれば急激な増加ぶりを見せてゐるし、また其の獲得上の實際の見地よりしても、ニカン＝イルゲンのたらしめる太祖の處置は優遇的な性格を失つて有目的な強制的性格を帯びるに至り、ニカン＝アハ・ニカン＝イルゲンの併合的獲得態度は止揚されて、ニカン＝イルゲンのみの單一的獲得態度へと發展し、消極

より積極へと、凡て對照的な特異な進展を見せてゐる。故に謂はゞ此の時代はニカン＝イルゲン獲得時代として特徴づけて充分であらうと思はれる。

五

此の如くニカン＝イルゲン獲得の態度が積極化した所以に就いて、第一に疑問となるのは、何故に太祖が彼等を左程までも強く要求するに至つたかの問題である。蓋しそれはニカン＝イルゲンの屬性として、太祖の切實な要求に應じ得るものがあつたからで、その點を先づ究明せねばなるまい。然るにニカン＝イルゲンの其の基本的な姿は、滿文老檔に次の様な素描を得てゐる。^⑥

- (一) 女眞とニカンをと一寨に共住せよ。粟を共に食へ。家畜に草糧を共に與へよ。……女眞もニカンも皆な汗のイルゲンとなりしなり
天命六年十一月廿二日
- (二) 英明汗は、住む家・食ふ粟・耕す田を辦じて與ふるぞ。國民を養ふこと公明にして、天の慈むを、汝等ニカ
天命七年二月三日

- (三) 各寨のニカン等は、「皆な同一汗のイルゲンなり。粟を共に食ひ、家に共に住まんと欲す。我

等を何ぞ移住せしむるや」と請へりと、訴へ來れり。聞けば其の言も亦宜なり……天命六年十一月十二日

(四)、遼東の城遼陽の中に汗の住む小城を造らんと、女眞・ニカンを分配して、家壤ち・地均しを十三日に始めたり天命六年六月十三日

(五)、ニカン等に下せる書、「二十人に一人を兵に立たしむ。兵に立ちし人は汗の城に住す。何事かあらばそれを遣す……」天命六年十一月二十七日

(六)、一年に一男の貢の差出すものは、貢の粟・貢の銀、軍馬にあてがふ糧、總計三兩銀……天命八年二月十日

右の(一)からは、ニカンも女眞人と同等の太祖のイルゲンとして、對等の生活が許容されてゐた事が分る。

即ち(二)の如く、太祖は彼等を保護統治して、其の生活を保證してゐたのであるが、それは(三)に於ける通り、一種の權利としてニカン・イルゲンの主張し、要求することの出来たものである。その反面、彼等はまた汗乃至は國家への奉仕義務として、(四)の力役・(五)の兵役と共に、(六)の如き諸種の貢として納税的義務が課せられてゐた。此の如くニカン・イルゲンは國家乃至汗に對して、後金國民たるべき義務と權利とを有して居

り、正に太祖に取つては「兵を益し、又錢兩を増す」べき國家富強の源泉であつたのである。⁽³⁷⁾

然るにこゝに注意すべきは、太祖が「粟なき人を仇敵と思はん哉」と稱しつゝ、各ニカン・イルゲンの所有粟の量を檢査して、標準一定量に達しなかつた場合には、之を仇敵と呼んで非國民視したのみならず、遂には之からイルゲンたるの資格特權までも剝奪して、「アハとなさん」と云ふ制度を設けるに至つた事實である。⁽³⁸⁾

思ふに元來、鮮人も「得遼の後は一人も殺さず、盡く頭髮を剃りて、前の如く農作せしむ」⁽³⁹⁾と傳へた程で、太祖はニカン・イルゲンを一般に主として農耕へ従事せしめ、「金銀の出づる地の人は、田を耕す時節に掘る勿れ。田の仕事が遅らさず、田を耕す暇の出でし時に、金を淘き度し銀を淘き度しと願ふ人は、書面を上りて淘げよ」⁽⁴⁰⁾と令した位その農耕への勉勵を求めつゝ、而もかくして得られた收穫の一部が、「貢の粟」Alban i Jekuとしての収入で、後金國の根本的な國家財源となつてゐたのであるから、⁽⁴¹⁾所有粟が標準規定量にも充たない程の怠農者は、國家に益なく、イルゲンとして恩養すべき資格なしと爲し、かゝる處置

に出てアハとなすに至つたのであらう。従つて此の事實は、ニカン＝イルゲンたるの資格が即ち農耕者としての經濟的奉仕完遂に存せしことを示すと同時に、太祖が本來高度の農耕社會人・文明社會人としての彼等へ、適材適所の、軍事的奉仕よりも寧ろ經濟的奉仕の方を、基本的な義務として頗る強く要求してゐた様子を明示せるものと解せられる。されば太祖に取つては、ニカン＝イルゲンこそ正に後金國の根本的財政資源であつたと言はねばならぬ。

此の如くニカン＝イルゲンは後金國の兵食を増すべき源泉であり、殊にすぐれた財政資源であつたのである。故にニカン＝イルゲンの獲得増加は、他面よりすれば國家財政資源の獲得増加であり、後金國の強力化を意味するものである。然るに今や太祖は遼東奪取に成功して一應此の地へ進出し得たのであるが、元來この地は明に取つても京師北京の肩背の要地であつたから、それだけ明の反擊態勢も熾烈の度を増して來てゐるのであつた。^⑬故に之を排して飽くまでも此の地を確保せんとするには、太祖として一層兵・食増加の必要が痛感され、後金國の強力化が切望された時代であつ

たに違ひない。かゝる時代的要求に迫られて、今や太祖は國家的意圖の下に、個人財産として直接には國家へ益の少いニカン＝アハは之を棄て去り、直接國家の力となるべきニカン＝イルゲンのみを強く要求せざるを得なくなつたのであらう。果して然らば、正にニカン＝イルゲン獲得の積極化は、太祖の國家的意圖の發露とも見るべきで、全く彼の遼東進出によつて齎された當然の歸結であつたと言はねばなるまい。^⑭

六

後金國の財政資源たるニカン＝イルゲンが、此の時代に入つて積極的に獲得せられた爲め、數量的には全後金國民の略々半數に達した程の、激増ぶりを見せた事は既に述べて置いた。此の如き大量の財政資源の集積は、單に後金國の財政を強化確立せしむるに役立つたのみならず、寧ろ進んでは財政的基礎を構成するに至つたと思はれる。此の素晴らしい國家力の源泉を得た以上、而もそれが凡て太祖の國家的意圖の發露の凝結であつただけに、後金國では必然的に君主權の伸長を來たし、國家體制の整備擴充を見せたに違ひない。果して天命六年八月の東京城の構築宣言並びに其の著

工の如き⁽¹⁴⁾、同十一月十日の諸貝勒以下百官の朝參制の確立の如き⁽¹⁵⁾、或は天命七年正月十五日の諸貝勒大臣等の忠勤誓約書の上呈の如き⁽¹⁶⁾、君主權の伸長と國家體制の整備を示す諸事實が續出して來てゐるが、就中天命七年三月三日に於ける八固山制の整備擴充の如きは、其の尤なるものと言はねばなるまい。

何となればこれ迄は、八固山制立つも固山貝勒は六人あつたのみで、每固山一人宛の整備さが缺け、加之、太祖も其の一人として、汗たると同時に固山貝勒的地位は、未だ他の五人と同列に位したと見るべく、形式的には少くとも君主權の微弱さが示されてゐた。然るにこれより八固山貝勒が任命されて、各固山に一人宛の固山貝勒あり、こゝに高度の軍國的國家體制たる八固山制は整備擴充を遂げ、同時にまた太祖自身は、彼等八人の上に超然と汗の位にのみ即くこととなつて、形式的にも君主權の優越尊嚴が誇示せらるゝに至つたのである。さればニカン・イルゲンの發生こそ、後金國の君主權を確立せしめ、國家體制を整備擴充せしめた一の要因であつたとも言ふことが出來よう。

此の如くニカン・イルゲンは後金國の財政的基礎を

構成し、延いては八固山制整備の一要因をなしたのである。而も八固山制たるや後金國の高度の軍國的國家體制であり、寧ろ後金國の國家そのものと言ふべきものであるから、この期に於ける後金國は、かゝる立場から眺めると、ニカン・イルゲンを基礎として、其の上に築き行かれた女真人の國家であつたとも見る事が出來よう。然るに本來ニカン・イルゲンは個人主義的・自由主義的世界觀に立つ商業的社會の人であり、女真人はなほ氏族制時代的な殘滓を留めて、多分に全體主義的・統制主義的世界觀に立てる封建的社會の人であつた。故に今の後金國家經營の姿は、漢人の個人主義的・自由主義的經濟機構を地盤として、その上に女真人の全體主義的・統制主義的政治機構を打ち建てんとする、一の建築にも譬へられよう。かゝる建築を築造せんとした太祖の設計が、即ち彼の漢人統御政策であり、かゝる建築が進められて、此の異質の兩世界觀が接觸摩擦して行つた歴史的展開こそ、太祖の漢人統御策實施の跡であつた。而してかゝる建築が現實的に築造され得ない不可能を覺つて、其の設計案を改めたのが、天命十年十月のトクソ制・莊屯制の制定であ

る。⁴³⁾かくて後金國のニカン獲得形態は、再び舊のニカン⁴⁴⁾アハ獲得時代へと逆轉したかに似て、多くのニカンはアハとされ、今期のニカン⁴⁵⁾イルゲン獲得時代は、こゝに終幕を告げるのである。

之を要するにニカン獲得の形態に立脚して、太祖時代の時代區分を立てると、第一期は太祖の最初から天命三年四月までのニカン⁴⁶⁾アハ獲得時代、第二期はこれより天命六年三月までのニカン⁴⁷⁾アハ・ニカン⁴⁸⁾イルゲンの併合的獲得時代、第三期は又これより天命十年十月に至るニカン⁴⁹⁾イルゲン獲得時代となすことが出来る。而して第四期は次の太宗の時代初期に跨がるトクソ制時代で、これは太宗時代に屬せしめて別稿に譲りたいのであるが、此の期に入るや漢人は可成り多數がアハとされ、ニカン獲得の形態では第一期に類似するに至るのである。故に禮親王昭健が、「國初時、俘掠遼瀋之民、悉爲滿臣奴隸。文皇帝憫之、拔其少壯者爲兵、設左右兩翼」と言ひ、太祖時代は漢人を悉く滿臣の奴隸となしてゐたが、太宗時代になり始めて之を兵となし、自由民となすに至つたと述べてゐるのは、蓋し此の第四期のトクソ制時代に於ける漢人の奴隸とさ

れてゐた情勢が、太宗時代に及んで改訂された次第を指したものと解すべきであらう。かく解して始めて、先に提出した疑問も完全に氷解するのである。⁴⁵⁾

最後に此の時代區分の持つ意義に就いて附言したい。既に第二期は、ニカン⁴⁶⁾アハ・ニカン⁴⁷⁾イルゲンの併合的獲得時代として、太祖のニカン獲得の態度・形態などの外面的・形式的方面から見れば、第一期のニカン⁴⁸⁾アハ獲得時代と第三期のニカン⁴⁹⁾イルゲン獲得時代との、過渡的時代と見做し得るであらうが、之を内面的・精神的立場から眺めても、果して過渡時代と考へ得るであらうか。元來、アハは個人財産として國家には直接の益少く、其の獲得自身には直接國家的意圖の發現を見ないのであるが、ニカン⁵⁰⁾イルゲンに至つては直接國家力の源泉として、其の獲得には太祖の強い國家的意圖の發現を見せたのである。此の意味に於て、第一期は國家的意圖の發現少くして個人的欲求の支配的な時代であり、第三期は個人的欲求は抑壓されて國家的意圖が支配的であつた時代だと言ひ得よう。然るに第二期に於ては、異部ではあるが同じ女真人すらも、「鄙しき兵士の心中は、吾等を伐ち殺して

オルジを作り、財を得ばやとこそ思へるぞ、汗の心には國民を聚めて養ひ、友となさばやとこそ思へるぞ」⁽¹⁶⁾と稱した程で、太祖は國家力の源泉たるべき國民の獲得を望んでゐたのに、一般兵士は個人財産たるべきオルジ・アハの獲得をこそ渴望したのである。かゝる情勢は現實的結果として、ニカンに對する如く、アハ・イルデンの併合的獲得時代を來たし、太祖の國家的意圖は、一般の個人的欲求と對立して、頗る妥協的な姿を以て示された時代となつてゐる。此の如く個人の欲求及び國家的意圖といふ後金國人の內面的・精神的立場からしても、第二期は第一期と第三期の過渡的時代と爲し得るのである。従つて此の時代區分は、たゞ單にニカン獲得形態の發展段階を指示するのみでなく、實に太祖の國家的意圖の、換言すれば國家意識の發達段階を標示するものと言はねばならない。而も一般に國家の凡ゆる重要な歴史的展開は、その國家意識の消長と相互に規制しあつてゐるものであるから、此の時代區分が太祖時代史の究明には、一の基本的な標準を提示するものと考へられる。⁽⁵⁰⁾

註

- ① 滿文太祖老檔卷二十一、天命六年五月五日。
- ② 老檔卷四十六、天命八年三月一日。
- ③ 老檔卷二十、天命六年四月一日。
- ④ 老檔卷四十九、天命八年四月十二日。
- ⑤ 老檔卷二十三、天命六年六月七日。
- ⑥ 馬泰琛氏、「滿族未入關前的經濟生活」、食貨一ノ六。和田清博士、「明初の滿洲經略(下)」、滿鮮地理歴史研究報告十五、二四二—二四五頁。
- ⑦ 荏上愚公、東夷考略、建州。
- ⑧ 皇明實錄、萬曆四十二年九月壬戌。
- ⑨ 李民寯、建州聞見錄。
- ⑩ 拙稿「清太祖の都城遷移問題」、史學研究八ノ三・九ノ二・十ノ一二。
- ⑪ 滿文滿洲實錄卷四、天命三年四月十三日。
- ⑫ 老檔卷二十二、天命六年五月二十五日。
- ⑬ 老檔卷六、天命三年四月十五日。
- ⑭ 滿文滿洲實錄卷四、天命三年四月十六日。
- ⑮ 老檔卷六、天命三年四月、卷末の Erdeni Baksī 額爾德尼巴克什の祝勝辭。
- ⑯ 覺淵・戸田茂喜、「ジュセンの一考察」、東洋史研究五ノ一、八一—九頁。
- ⑰ (一二) 參照。
- ⑱ (一四) 參照。
- ⑲ 例へば李民寯、「建州聞見錄」に窩舍の制を記して、「絶無

遮隔、主僕男女混處其中」と言ひ、奴隸が主人と住居を共にせる状態を述べてゐるが、更に武帝實錄卷三に「爲主者宜憐僕、僕宜爲其主。僕所事之農業、與主共食、而主所獲之財及所收之物、亦當與僕共之」と言はれて居り、奴隸の生活水準が自由民と比して左程悲惨なものであつたとは考へられない。

(20) 凡ての清太祖實錄に徴して、この間に於ける降人はたゞこれのみである。この時帶同されたニカン等が、牛馬財物を始め奴までも與へられてゐることは、彼等が自由民として待遇された明證であらう。

(21) 王在晋、三朝遼事實錄卷四所引の海虞野史記。

(22) 滿文滿洲實錄卷七、天命六年三月。

(23) 老檔卷二十、天命六年三月二十三日。

(24) 關田一龜氏、「韃靼漂流記の研究」附録の「韃靼漂流記」、二八三頁。

(25) 同、二九一頁。

(26) 老檔卷二十一、天命六年五月五日。但この言は直接剃髮のことに觸れずして、「天、遼東の地を吾に賜はゞ、今や吾がイルゲンなるぞ」とのみある。併しこの條の最初には「遼東の地の全民みな頭を剃りて服す」ことが記しある。

(27) 滿文滿洲實錄卷七、天命七年正月。

(28) 亂中雜錄卷五、丙寅夏五月 太祖の毛文龍に與へた書信。但し老檔卷七十一、天命十一年五月二十日の條にある同じ書信には「旅順口より北、開原に至るまで、鎮江より西、廣寧に至るまで、みな養へり」と言ふ。

(29) 籌遼碩畫卷十八、萬曆四十七年四月、遼東巡撫周永春の塘報の一節に「以臣愚計、惟有就遼鎮、藉民爲兵、庶幾有裨實用。遼自寧前・廣寧、以及遼・瀋・開・鐵・金・復・海・蓋大城十餘、每城不下二三萬衆。此外各城堡寨、難以悉數。總計當有四五十萬。若汰其老弱、覓其強壯、可得精兵十餘萬人」とあり、今と年代的には極く僅かの距りはあるが、以て當時の全遼地帯の漢人口數が略々察せられよう。但しこれが凡て太祖の麾下に入つた譯ではないけれど、彼の積極的な獲得態度などから見て、その大半を掌握したに違ひない。一方、太祖最末年頃の後金國の全女眞兵力を記して、聖武記卷一、開國龍興記五に「自天命十一年攻寧遠時、兵已十三萬」とあり、頗る相對的なものではあるが、兩者兵力の比較から、暫く此の様に推定した次第である。

(30) 燃藜室記述卷二三、光海君朝故事、辛酉三月。撫順額駙の李永芳が人を遣して「招脅剃頭、要殺不順軍民」と言ふ。蓋し勿論、太祖の指令に依るものであらう。

(31) 老檔卷三十二、天命七年正月三日。

(32) 老檔卷三十、天命六年十二月十一日。

(33) 老檔卷七、天命三年八月十三日。

(34) 同、天命三年九月二十五日。

(35) これは別稿に譲つて單獨の問題として取扱ひたい。但その目的は漢人を、女眞的方法に於いて統治し（老檔、天命六年十一月十九日・天命七年正月四日）、女眞民と同様なイルゲンとしての義務と權利とを國家乃至汗に對して負はしめんとしたもので、この人口數調査の結果は、「男數の檔子

書」Hahai Ton i Dause Billeに記載されて(老檔、天命八年六月二十九日)、後金國のイルゲンとなつたのである。

③⑤ 詳細は別稿に譲る。このイルゲン獲得時代に於いては、太祖の漢人統御策の發展につれて、ニカンイルゲンに對し種々の命令が頒發され、その後金國に對する關係が可成り明確に描かれてゐる。而して太祖の彼等に對する所は、根本的に女眞民に對すると平等であつたと言へる。

③⑦ 參照。亂中雜錄には「遼東原是先王之民、天乃賜我、我甚喜悅益民・益兵・又益錢兩」とあるが、老檔には「遼東・廣寧の人は、もと朱家の帝の民なりき。天、吾に賜ふが故に、吾は國民を増し、兵を増し、錢糧を増したりと喜び……」とある。

③⑧ 老檔卷六十、天命九年正月五日・同卷六十一、同月十二日・十三日・二十日・二十一日。

③⑨ 亂中雜錄卷五、天啓元年辛酉夏四月の條。

④① 老檔卷四十六、天命八年三月一日。

④② 同、卷四十八、天命八年四月三日。即ち金・銀の貢を齎したニカンに對し、一應彼等が粟の貢を納附し終れるや否やを尋ねた上で、その齎した金・銀の貢を處分してゐる。かゝる處置に出た理由を「貢の粟を尋ねしは、粟を納めざれば……罪とせばやといふことなりき」と説明してゐる。粟の貢を如何に重要視してゐたかを示す適例と思はれる。

④③ 拙稿「清太祖の都城遷移問題」、史學研究ノ一・二。

④④ 後金國の臣下への給與は、戰時掠奪物の分與が其の重要な

一部を占めてゐたことは、周知の所であらう。而して遼東が未だ自己の手中になく、明のものとして明とこの地の爭奪戰を續けてゐた間は、遼東での掠奪も可能であり、かゝる給與方も實行出來た譯である。然るに今やこの地が自己の手に收まり、掠奪が不可能となつた以上、この給與方は改めざるを得なくなり、新給與方として、ニカンイルゲンの分與が行はれることとなつたのである。この爲めの準備としても、ニカンイルゲンを獲得する必要があつたと思はれる。して見ればかゝる經濟的見地からも、ニカンイルゲン獲得の積極化は、太祖の遼東進出による當然の歸結であつたと言ひ得よう。

④⑤ 拙稿「清太祖の都城遷移問題」、史學研究八ノ三。

④⑥ 老檔卷二十八。

④⑦ 同、卷三十三。

④⑧ 鴛淵先生の御研究による。即ち(1)李民寧「建州聞見錄」、(2)光海君日記、天命六年九月戊申の鄭忠信の報告、(3)李星齡「春坡堂日月錄」、「燃藜室記述」所引「姜弘立別錄」等の八將關係記事。これらによると天命七年變革以前は六人の固山貝勒のみであつたのに、この改革後は八固山貝勒となつてゐる(凡ての清太祖實錄、天命七年三月三日。老檔卷三十八)。

④⑨ 老檔卷六十六、天命十年十月の條。詳細は別稿に譲り度い。但これを簡明に傳へてゐるのは、開國方略卷九、天命十一年九月丙子の條に、太宗が再びニカンイルアハをホイゴンとせるに至つた顛末を説明するために、「先是天命十年十月。

囚遼陽・廣寧諸處歸順之明神衿、屢煽惑降民、潛引叛逃、盡祭誅之、編其戶口、每十三壯丁一莊、按滿洲各官品級、分級爲奴」と言へるものである。

④9 老檔卷七、天命三年十月二十日。

⑤0 例へば第一期は對明戰開始以前に、第二期は明より遼東を奪取せんとする明との交戦期に、第三期は明より奪つた遼東を確保せんための明との交戦期にと略々合致して居り、又第一期は平城的都城ではあつたが、なほ長白山系の溪谷

の間なる寧古塔城・赫圖阿喇城等を都城とした田舎大名の時代であり、第二期は界藩城・薩爾濟城と遷移を續けて、軍事的意圖を發揮した山城の都城時代に當り、第三期は南滿洲の大平原へと乗り出して、政治的經濟的意圖をも併せ示した遼陽城・東京城・瀋陽城等の平城的都城を營み、後金國の磐石の基礎を搖ぎなきものと定めた時代に相當る。

— 二六〇・一二・五 —

大金を掘り出した話

昨年の春、大冶の鐵山を見學に行つた時である。石灰窑附近のある地點から多數の銅錢が發見されたので、是非見に行つてくれとのことであつた。早速、同地の警備隊を訪ねてみると、庭一面に列べられた何十といふカマスに入つてゐるのがそれだときかされて、餘り量の多いのに驚いたのであつた。石灰窑の町から東を見ると、山のはしが突如急な絶壁をなして江中に突き出してゐる所がある。これが有名な西寨山で、三國の昔、周瑜が曹操を破つたといはれる所だ。その西よりに道士嶽といふ部落がある。銅錢の出土地は、この山と部落の中間、道路に沿つた墓地にある池のほとりだとのこと。別に何等の標識もなく、たゞ金銀財寶が埋もれてゐるといふ古老の言傳へがあるだけであつたが、村民は後の祟りを恐れて今まで誰も手をつけるものがなかつた。發掘者の言によれば、地下四尺許りの所に、六尺四方、厚さ四尺に亙つてぎつしり、整然と列べられてゐた、箱に入れたあつた形跡もなく、また伴出物も見當らなかつたと。重さにして約十噸、トラック三臺に積んで歸つたといふ。調べてみると元豐通寶、宣和通寶、政和通寶、聖宋元寶、最も新しいのが崇寧通寶、何れも北宋末期のもので、南宋の錢は全くなかつた。恐らく、北宋の末、金軍侵入の際、當地の豪族が南に逃げるため、重い銅錢を地中に埋めたのであらう。さうして終に戻つて來て掘り出す機會を失つたものに違ひない。(日比野丈夫)